

認定こども園 移行事業者募集要項

令和7年4月移行

令和6年2月
千葉市こども未来局
幼児教育・保育部幼保支援課

目次

1	募集の概要について	3
(1)	認定こども園とは	3
(2)	類型ごとの認定こども園の違い	3
(3)	名称について	4
(4)	募集区分	5
(5)	募集地域	5
(6)	整備時期	6
2	認定こども園への移行について	6
(1)	運営主体	6
(2)	整備条件	6
(3)	定員設定	7
3	施設設備について	7
(1)	施設設備について	7
(2)	調理室又は調理設備	8
(3)	送迎車用駐車場及び駐輪場等について	8
(4)	施設整備に係る補助制度	8
4	認定こども園の運営について	8
(1)	教育・保育内容	8
(2)	子育て支援事業	9
(3)	入所・定員数	9
(4)	開園時間	9
(5)	休園日	9
(6)	給食	10
(7)	経理	10
(8)	保育料等について	10
(9)	通常の教育・保育以外の事業	11
(10)	苦情処理	11
(11)	個人情報保護について	11
(12)	その他の注意事項	11
5	職員配置について	12
6	申請手続きについて	12
(1)	応募資格	12
(2)	申請手続き	12
(3)	事前相談・質問等	12
(4)	応募及び整備スケジュール	13
(5)	ヒアリング等について	13
(6)	その他	14
7	補助制度等について	15
(1)	認定こども園施設整備の補助制度	15
(2)	運営に関する補助制度等	15
8	選考について	16
(1)	選考基準	16
(2)	選考方法について	16
9	その他	16

千葉市は幼稚園・保育所の認定こども園への移行を必要としています

～「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」を目指して～

現在、3歳から5歳の子どもの教育・保育の場は、多くの場合、保護者の働き方で決まっていると言えます。もちろん例外もありますが、専業主婦（夫）家庭の子どもは幼稚園、（特にフルタイムの）共働き家庭の子どもは保育所と、保護者の働き方によって、子どもが通う場所について概ねの棲み分けがなされているのが現実です。

また、保育所に通う子どもが、保護者が仕事を辞めることとなったために退所せざるを得なくなるという事態も生じています。

これまで、こうした状況は「学校」と「児童福祉施設」という制度上の違いによる「やむを得ない事情」と受け止められてきましたが、本来、保護者がその働き方にかかわらず、自らの子どもの健やかな成長にとって最善の選択をできること、また、子どもが慣れ親しんだ園に通い続け、一貫性のある教育・保育を受けることができるのが、望ましい姿です。

平成27年4月からスタートした「新制度」の柱のひとつに位置づけられている「認定こども園」は、この望ましい姿を実現するための手段としてきわめて有効であり、その普及を図っていくべきであると、本市は考えています。

事業者の方々のご協力の下、本市は、令和5年4月に4年連続で待機児童ゼロを達成することができました。しかし、共働き家庭の増加等により、保育所への入所希望者数は依然高い水準にあり、当面、保育需要の高い状況が続くと考えられ、こうした保育需要に応え、子どもたちの健やかな育ちを支えていかねばなりません。

一方で、本市においても、少子化は既に現実のものとなっています。地域差はあるものの、既に児童数は減少局面に入っており、今後も減少していくことは避けがたい状況です。

したがって、目の前の保育需要に応えるために新たな保育所を作り続ければ、遠くない将来、市役所にとっても、事業者の方々にとっても、さらには子どもと子育て家庭をはじめ、市民の皆様にとっても、大きな負担や混乱が生じる結果となることが予想されます。

こうした背景から、**教育・保育に関する豊富なノウハウや、優れた施設・周辺環境を有する幼稚園・保育所の皆様に認定こども園に移行していただき、質の高い幼児教育・保育を提供していただくことが必要不可欠となっています。**

認定こども園への移行は、幼稚園や保育所の方々が培われてきた理念や教育・保育の方針に変化を強いるものではありません。むしろ、そうした理念や方針に共感する保護者の選択の幅を広げ、延いては、一人一人の子どもたちが個性や発達状況に合った教育・保育を受けることができる機会を充実させるものと捉えていただければ幸いです。

是非、認定こども園への移行をご検討ください。本市は、個別のご相談にもきめ細かく対応し、移行を希望される園を全力で支援していきます。

<私立幼稚園の皆様へ>

- 本市は、特に私立幼稚園の皆様の移行を支援していきたいと考えています。
- “幼稚園型”認定こども園は、幼稚園を廃止せず、「1条校」としての位置づけを保ったまま移行することが可能です。

- ※ 幼保連携型認定こども園への移行を希望する方は、本要項、添付資料及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」という。）「千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「基準条例」という。）、「子ども・子育て支援法」、「千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等の関係規程を熟読のうえ、本市との事前協議を行ってください。
- ※ 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園への移行を希望する場合は、幼稚園または保育所それぞれの関係法令、及び「千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例」（以下、「認定条例」という。）等の関係規定を熟読の上、本市との事前協議を行ってください。
- ※ 自主整備（既に認可要件を満たしており、増設・改修等の整備を要さない施設を含む）による移行を目指す施設においても、令和7年4月1日の認可・認定を希望する場合は、本要項に従い応募してください。

1 募集の概要について

(1) 認定こども園とは

認定こども園とは、保護者の就労状況に関わらず、教育・保育を一体的に行い、地域における子育て支援を行う機能を持つ施設として、都道府県又は指定都市、中核市の認定（認可）を受ける施設を言います。

認定こども園には、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の4つの類型があります。

幼保連携型認定こども園はこれまで幼稚園と保育所のそれぞれの認可を受ける必要がありましたが、認定こども園法の改正により学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設となりました。

なお、本市では幼保連携型認定こども園の認可に加え、幼保連携型以外の認定こども園についても、千葉県からの権限移譲を受け、平成28年4月から認定を行っています。（平成30年度からは地方分権一括法により指定都市に移譲）

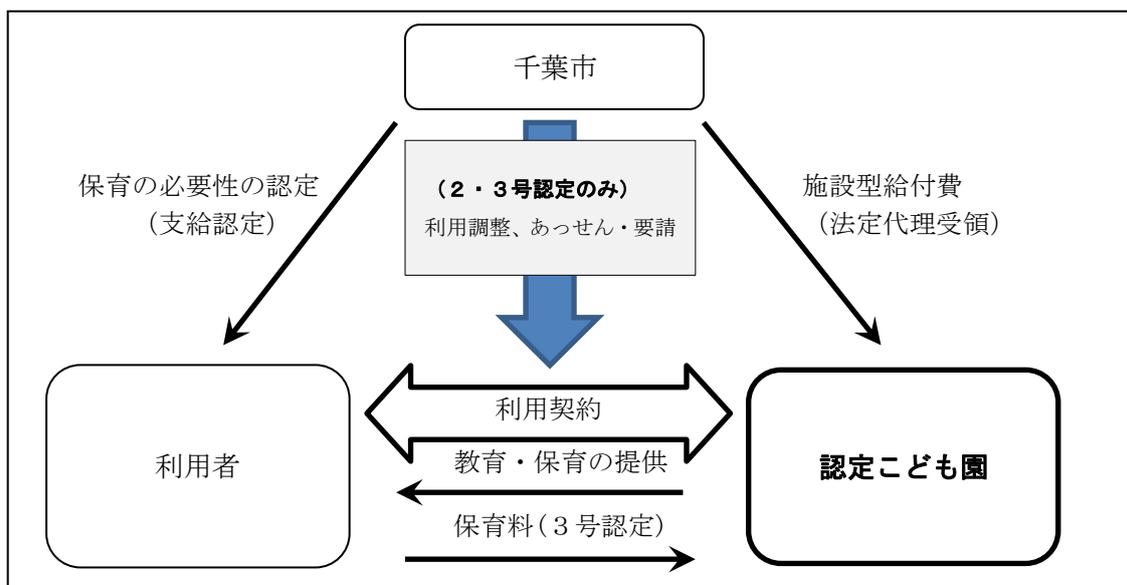
(2) 類型ごとの認定こども園の違い

幼保連携型認定こども園は、認定こども園法の規定により新たに認可を受けることとなり、幼稚園又は保育所からの移行の場合、当該認可は廃止となります。その一方で、幼稚園型認定こども園は、認可幼稚園が保育機能を持つ施設として認定を受けるものであり、学校教育法上の学校としての位置づけは変わらず、保育所型認定こども園についても、認可保育所が幼稚園機能を持つ施設として認定を受けることから、同じく保育所としての位置づけは変わりません。

保育の必要性の認定を受ける児童（3歳以上児は以下「2号認定児童」、3歳未満児は以下「3号認定児童」という。）は、市が利用調整を行います。利用の仕組みについては次のとおりです。

なお、保育料の決定については、いずれの類型も園児の居住市町村が行います。

【参考】認定こども園の利用の仕組み



- ※ 教育時間のみ（及び預かり保育）を利用する「1号認定児童」については、これまでの幼稚園と同様、保護者が園に直接申込み、園の選考を経て入園児を決定します。
- ※ 11時間又は8時間までの保育を利用する「2号認定児童（3歳以上）」及び「3号認定児童（3歳未満）」については、市の利用調整により入園児を決定します。
- ※ 保育料の無償化について
 幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月から、3歳以上児の基本保育料及び3歳未満児の市民税非課税世帯の基本保育料が無償になりました。
 また、保育所や認定こども園における保育が必要な3歳以上児の副食代は、これまで基本保育料に含まれていましたが、主食代と同様、実費徴収になりました。

・ 2・3号認定児童では入園児童の利用調整を市が行いますが、定員数までの児童の入園を保証するものではありません。
 ・ 市が利用調整した児童については、原則として受け入れていただきます。また、入所児童の内定時期は、4月入所については例年1月以降と、1号児童の内定時期と異なりますのでご注意ください。

(3) 名称について

開設する認定こども園の名称については、県内に同一の名称がないことのほか、既存施設の名称と同じ語句が含まれるなど、紛らわしい名称でないことを条件とし、原則として「認定こども園〇〇」「〇〇認定こども園」としてください。

なお、幼稚園は名称独占が定められていますが、**幼稚園からの移行に限り「認定こども園〇〇幼稚園」と名乗ることができます。**また、保育所からの移行の場合「認定こども園〇〇保育園」とすることも可能です。

(4) 募集区分

区分 ※2※3	概要	審査内容	対象	2・3号定員 の目安
補助型 (増設) ※6	千葉県からの補助金を受けて、既存の幼稚園の敷地内等に保育機能部分を増設すること等により、2・3号認定児童の受け入れ枠を創設し、幼保連携型(幼稚園型)認定こども園へ移行するもの。	・基準条例又は認定条例を満たし幼保連携型(幼稚園型)認定こども園としての適正な運営を行うことができるか。 ・補助金の交付に値する整備内容であるか。	幼稚園	40人以上(うち3号定員20人以上)
補助型 (改修) ※6	幼稚園を運営する者が、千葉県からの補助金を受けて、施設の内部改修を行い、幼保連携型(幼稚園型)認定こども園へ移行するもの。※4	・基準を満たし幼保連携型(幼稚園型)認定こども園としての適正な運営を行うことができるか。 ・補助金の交付に値する整備内容であるか。	幼稚園	20人以上(うち3号定員5人以上)
補助型 (諸経費)	幼稚園を運営する者が、認定こども園への移行にあたり必要となる経費について千葉県からの補助金を受け、幼保連携型(幼稚園型)認定こども園へ移行するもの。 (既存の認定こども園の定員増も含む。※7 ※8)	・補助金の交付に値する整備内容であるか。	幼稚園	10人以上 ※5
自主整備型	2・3号認定児童の受け入れ枠を設け、認定こども園へ移行するもの。(補助を受けず改修等を行う場合も含む。)	・基準を満たし認定こども園としての適正な運営を行うことができるか。	幼稚園 又は 保育所	地域の実情に応じて設定すること。

※1 上記内容は、令和5年度のものになります。令和6年度については、予算の成立状況により、令和5年度の内容から変更となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※2 複数の区分に同時に応募することはできません。

※3 自主整備型を除く各整備区分の決定件数は、予算の範囲内とします。

※4 調理室の設置など、児童の直接処遇に係る改修のみが対象となります。

※5 3号認定の定員を設けないことも可能です。

※6 国庫補助を受ける場合、建物を自己所有している際の減価償却費加算が対象となるには、一定の要件があります。

※7 定員増の補助を過去に受けていないこと、移行に係る補助(諸経費に係る補助に限る)を受けている場合は、開園から2年以上経過していることが条件です。

※8 応募事業者が競合した場合には、新たに認定こども園へ移行する方を優先する場合があります。

(5) 募集地域

ア 補助型(増設・改修)

個別相談による。

※事前に協議の上、保育需要の観点から必要性が高いと判断した地域を対象とします。

イ 補助型(諸経費) 市内全域

ウ 自主整備型 市内全域

※ なお、補助型(諸経費)において応募事業者が競合した場合には、3号認定児童

の定員を設定する事業者を優先して選考する場合があります。

(6) 整備時期

認定こども園としての開園は、令和7年4月1日に行うこととします。(厳守)

2 認定こども園への移行について

(1) 運営主体

ア 幼保連携型認定こども園

原則として、別添1に掲げる要件を満たす学校法人又は社会福祉法人であること。

イ 幼稚園型認定こども園

別添1に掲げる要件を満たす幼稚園の認可を受けた法人。

※ 補助型(増設・改修)への応募は学校法人に限る。

ウ 保育所型認定こども園

別添1に掲げる要件を満たす認可保育所を運営している法人。

(2) 整備条件

ア 現行施設について、以下に該当すること

(※幼保連携型認定こども園のみ。)

- (ア) 本事業の用地および建物につき、所有している又は貸与を受けていること。
- (イ) 社会福祉法人が幼保連携型認定こども園を設置する場合で、土地又は建物について貸与を受けている場合は、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、登記を行わないことができる。
 - a 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上であるとき。
 - ※ 現在賃借している既存施設について、契約の残期間が10年未満である場合は、賃貸借条件の証明書等、今後10年以上の賃貸借の予定があることを確認できる資料を提出すること。
 - b 貸主が地方住宅供給公社等信用力の高い者であるとき。
- (ウ) 学校法人が幼保連携型認定こども園を設置する場合で、土地又は建物について貸与を受けている場合は、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」に準じること。
 - ※ 幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園については、それぞれの認可基準を満たしていれば可。

イ 補助型(増設)を希望する場合は、次の条件に合致すること。

- (ア) 既存園舎の利用状況から、2・3号認定児童の定員を設けるために、保育室の増床、建物の増設が必要であること。
- (イ) 建物増設に伴い増床する保育室等において、3号認定児童20人以上の基準面積に相当する床面積が確保されること。
- (ウ) 保育室の増設にあたっては、教育・保育を充実する観点から、以下の環境を整備すること。
 - a 各保育室内に手洗いを設置すること。
 - b 大人用とは別に児童専用のトイレ(児童用のサイズのもの)を設けること。
 - c 保育室内の照明器具や窓ガラス等について、飛散防止処理を施すこと。
 - d 児童及び職員の動線に配慮した設計とすること。
 - e 沐浴が可能な環境を整えること。(0歳児の定員を設ける場合)
 - f その他、指つめ防止、落下・転落防止策、建具などの面取り、転倒・感電防止処理、階段などの安全対策、飛び出しや不審者侵入対策など。また、補助型・自主整備型に関わらず、各保育室に2か所以上の出入り口を設けた上で、保育室から建物の外までの経路が重複しないように2方向の避難経路を確保すること。(既存施設のまま移行する場合等は要相談)

ウ 補助型(改修)を希望する場合は、以下の条件に合致すること

- (ア) 現行施設について、基準条例・確認条例及び関係法令の基準を満たすため

- に、施設内の改修（調理室の設置等）を行う必要があること。
- (イ) 保育室に係る改修にあたっては、教育・保育を充実する観点から、以下の環境を整備すること。
- a 各保育室内に手洗いを設置すること。
 - b 大人用とは別に児童専用のトイレ（児童用のサイズのものを）を設けること。
 - c 保育室内の照明器具や窓ガラス等について、飛散防止処理を施すこと。
 - d 児童及び職員の動線に配慮した設計とすること。
 - e 沐浴が可能な環境を整えること。（0歳児の定員を設ける場合）
 - f その他、指つめ防止、落下・転落防止策、建具などの面取り、転倒・感電防止処理など。
- また、補助型・自主整備型に関わらず、各保育室に2か所以上の出入口を設けた上で、保育室から建物の外までの経路が重複しないように2方向の避難経路を確保すること。（既存施設のまま移行する場合等は要相談）

エ 補助型（諸経費）を希望する場合は、以下の条件に合致すること

認定こども園への移行にあたり必要となる経費について、使途及び金額が適切に計上されていること。

(3) 定員設定

ア 2・3号認定児童

(ア) 補助型（増設）

- a 3号認定児童の定員20人以上を含み、2・3号認定児童の定員は40人以上とすること。
- b 2・3号認定児童の持ち上がりが可能な定員設定とすること。

(イ) 補助型（改修）

- a 3号認定児童の定員5人以上を含み、2・3号認定児童の定員は20人以上とすること。
- b 2・3号認定児童の持ち上がりが可能な定員設定とすること。

(ウ) 補助型（諸経費）

- a 2・3号認定児童の定員は10人以上とすること。
- b 2・3号認定児童の持ち上がりが可能な定員設定とすること。

※ 補助型の募集が競合した場合は、2・3号認定児童の定員がより多い事業者を選考上加点します。

※ 2・3号認定児童の定員については、利用調整の状況を勘案して、令和7年3月までに引き上げることも可能です。

※ 補助型（増設・改修）に応募する事業者を除き、幼稚園からの移行の場合、3号認定の定員を設けないことも可能です。

※ 設定された定員までの児童の入園を約束するものではありません。

※ 施設及び職員配置に係る基準の範囲内で、市の利用調整に基づき、定員を超える人数の保育を行っていただくことがあります。

イ 1号認定児童

(ア) 幼稚園からの移行
現在の認可定員以下とすること。

(イ) 保育所からの移行
若干名とすることとし、事前に市と協議すること。

※ 幼保連携型は、1号認定児童を設定しないことも可能。

3 施設設備について

(1) 施設設備について

別添2のとおり。なお、保育室等を2階以上に設置する場合は、別添3の基準も満たすこと。

原則として、次の要件に合致すること。

ア 原則として、昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき設計及び建築された建物であること。（耐震診断や耐震改修工事等により耐震基準を満たすことが確認

- された場合を含む。)
- イ 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。交付を受けていない場合は、建築確認申請時の設計図書一式を基に、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」(平成26年7月2日国住指第1137号)に従い、民間の指定確認検査機関が実施する遵法性調査の結果により、建築基準法および関係法令に適合していることが保障されていること。
 - ※ 建築確認を行っていない建物である場合には、遵法性調査の結果によらず、原則として不可とします。
 - ウ 増設又は改修を行う部分の延床面積が200㎡を超える場合、用途変更に係る確認申請等の手続きが必要となる場合があります。特に、幼稚園から、3号認定児童の定員を設定して認定こども園へ移行する場合は、必ずご確認ください。
 - エ 市街化調整区域において、本事業を計画する場合は、応募前に宅地課と協議すること。
 - オ 人材、資材の需給状況や調達価格を踏まえ、確実な調達先を確保する等、工期や資金において支障のないような計画とし、令和7年4月の開園に遅れが生じないように注意すること。

(2) 調理室又は調理設備

- ア 調理室の設置については、安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁等で区画すること。
- イ 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添)を参考にすること、検食を保存すること等、千葉市の定める「保育所栄養士ハンドブック」の内容に基づき調理を行うこと。
- ウ 調理室で調理を行うこと(調理業務を第三者に委託する場合を含む)。
- エ 3歳以上児の給食については、外部搬入により提供を行うことも可能。その場合には、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとともに、千葉市に事前に協議すること。
- オ 自園調理により食事を提供する児童が20人に満たない場合には、調理設備の設置によることも可能。

(3) 送迎専用駐車場及び駐輪場等について

- 近隣の状況を考慮し、必要に応じて設置すること。
- ※ 園バス等による送迎を行う場合には、原則として満2歳以上児のみを対象とし、資格を有する担当職員を配置するとともに、法令等に基づき保育面や安全面に配慮すること。また、児童の通園を目的としたバス等を運行するときは当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、所在の確認を行うこと。

(4) 施設整備に係る補助制度

別添6のとおり。

4 認定こども園の運営について

(1) 教育・保育内容

- ア 幼保連携型認定こども園
 - (ア) 教育・保育内容については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府文部科学省厚生労働省告示第1号)を遵守し、教育課程・指導計画を作成、実施すること。
 - (イ) 園長予定者が、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容について熟知していること。
- イ 幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園
 - (ア) 教育・保育内容については、施設類型に応じて、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)又は保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示

第117号)に従いつつ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえること。

※ 上記教育・保育要領、教育要領及び保育指針は、いずれも改訂されており、平成30年4月1日から適用されていることに十分留意すること。

※ いずれの類型も、新たに3号認定児童の定員を設定する場合は、園長予定者又は副園長(教頭)予定者、主幹保育教諭予定者、主任保育士予定者等が、3歳未満児の保育の特性について熟知していること。

(2) 子育て支援事業

地域の子育て家庭を対象とし、ニーズに応じて、以下の中から可能なものを実施すること。

- ア 親子の集いの場の提供等による情報提供・相談支援事業
- イ 地域の家庭に対する情報提供・相談支援事業
- ウ 一時預かり事業 (幼稚園型を除く。)
- エ 保護者と地域の子育て支援団体等との連絡・調整事業
- オ 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言事業

(3) 入所・定員数

原則として、園全体の入所率は120%を超えないこととし、2・3号認定においては下記の規定内での受入れ及び区分変更とすること。

ア 2・3号の合計利用定員が20人以下の園：2・3号の入所率が利用定員の150%

イ 2・3号の合計利用定員が21人以上の園：2・3号の入所率が利用定員の120%

※1号定員は原則、当初設定した認可・認定定員の範囲内にて増減可能。

(4) 開園時間

ア 補助型(増設・改修・諸経費)

開園時間は、保育標準時間の11時間とすること。加えて、それ以降の時間帯について、2時間以上の延長保育は必須ではありませんが、可能な限りご検討下さい。

なお、市内保育所は以下の時間を基本としています。

- ・保育標準時間(月～土) 7:00～18:00
- ・保育短時間(月～土) 9:00～17:00
- ・延長保育時間(保育標準時間・月～金) 18:00～20:00
- ・延長保育時間(保育短時間・月～金) 7:00～9:00、
17:00～18:00

イ 自主整備型

原則として、11時間以上の開園時間とすること。ただし、幼稚園からの移行については、保育短時間認定児童のみを対象として8時間とすることも可能。

※ ア、イいずれの場合も、現行利用者がいる場合には、長時間預かり事業や延長保育の実施状況等を踏まえ、現行の開園時間を下回らないようにすること。

(5) 休園日

原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日)を休園日とします。ただし、当該日を開園日とすることは可能です。

ア 2、3号児童に関する例外

(ア) 土曜日も、月曜日から金曜日までと同様に11時間(自主整備による幼稚園からの移行は8時間も可)開園することが原則ですが、幼稚園型認定こども園への移行においては、保育の利用希望がない場合など、保護者の就労の

状況等の地域の实情に応じて土曜を閉園とすることが可能ですのでご相談ください。ただし、常態的に土曜日を閉園とする場合については、公定価格の減額調整を行うこととなります。

なお、保育所からの移行においては、原則として必ず開園していただきます。

(イ) 幼稚園型認定こども園に移行する場合に限り、8月11日から8月16日までお盆休みを設けることが可能です。

(ウ) 幼稚園型認定こども園に移行する場合に限り、インフルエンザ等の感染症が集団発生した場合、学校医と相談した上で必要と判断される場合は、園の一部または全部を休園することが可能です。ただし、あらかじめ重要事項説明書等による保護者への説明が必要です。

(エ) (ア)、(イ) のいずれの場合においても、市が入園申込み児童を募集する際に、具体的な休園予定日を明示することを条件とします。

イ 1号認定児童について

1号認定児童については、幼稚園と同様、上記の休園日以外に長期休業期間や開園記念日、行事の振替休日等を設けることが可能です。

(6) 給食

月～金曜日は給食（離乳食については土曜日でも給食を行う）とし、園内で調理すること。ただし、3歳以上児の給食については、外部搬入により提供を行うことも可能。その場合には、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとともに、千葉市に事前に協議すること。なお、自園調理と外部搬入のいずれの場合も、食物アレルギーを有する児童への対応を行うこと。（自園調理の場合は、除去食の提供を基本とする。）

・外部搬入を行う場合で、認定こども園の設置法人と異なる法人が運営する施設から給食を搬入する場合、搬入元が営業許可を取得する必要があるため、保健所食品安全課にも相談すること。

・認定こども園内で調理業務を委託する場合は、受託先が営業許可を取得する必要があるため、保健所食品安全課にも相談すること。また、1回の提供食が20食程度以上の給食施設については、HACCPに基づく衛生管理の実施、食品衛生責任者の選任、及び営業の届出を要するため、保健所食品安全課にも相談すること。

(7) 経理

法人種別に応じた会計基準に基づき会計処理を行うこと。認定こども園専用の独立した口座を設け、資金収支計算書及び資金収支内訳表等を作成すること。また、経費の用途等について国から通知等が発出された際にはそれに従うこと。

(8) 保育料等について

利用者の居住地市町村が定める保育料の他に、1号認定児童及び2号認定児童については、教育及び保育の質の向上を目的とした**特定負担額の徴収（上乘せ徴収）**を行うことも可能であるが、保護者に対し、利用開始前にその目的、用途等について説明し、書面による同意（電磁的方法によることも可）を得ること。ただし、認可保育所からの移行の場合、既入園児童から当該費用について徴収を行うことは不適切と考えることから、原則として認可保育所の既入園児童からの徴収は認めないこととするので留意されたい。

日用品、文房具や行事参加費等の**実費徴収**については、事前に保護者へ説明を行い、その同意を得た場合は徴収が可能。また、保護者が希望しなかった場合であっても、通常の教育・保育に影響を及ぼすことのないよう十分配慮すること。また、給食費（乳児のミルク代を含む）は、3号認定児童については給付費に含まれるため徴収しないこと。1号認定児童及び2号認定児童については主食費、副食費を実費徴収の対象とすることができる。

上記事項を踏まえた上で、上乗せ徴収又は実費徴収の実施を検討している場合は、令和7年4月入園に係る園児の募集時期までに、具体的な内容について市に相談すること。

(9) 通常の教育・保育以外の事業

次の事業は、「子ども・子育て支援新制度」において地域子ども・子育て支援事業として位置づけられるなど、本市の事業計画に数値目標を掲げて推進するものであることを踏まえ、補助型の募集が競合した場合は、イ～エの事業を実施する事業者を選考上加点することとし、特にエについて重点的に加点します。

なお、これらを実施する場合には、給付費とは別途、事業ごとに所定の額の補助金が交付されます。

※ 事業実施を希望する場合は、事前に千葉市と協議が必要となります。

ア 一時預かり事業（幼稚園型）

主に在園児（1号認定児童）に対し、教育時間前後に必要な保育（預かり保育）を行う事業。

※ 1号認定児童の定員を設ける場合には必須。

イ 延長保育事業

2号・3号認定児童について、通常の利用時間以外の時間において保育を実施する事業

ウ 一時預かり事業

通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育することが一時的（月数回まで）又は断続的（週に2～3日）に困難となった在園児以外の乳幼児に対し、必要な保育を行う事業。以下の（ア）～（ウ）に分かれる。

（ア）余裕活用型

利用定員の範囲内で、不定期利用児童の受け入れを行うものをいう。

（イ）一般型

余裕活用型以外のもの（一時預かり用の定員を定めるもの）をいう。

（ウ）基幹型

一般型のうち、土曜・日曜・祝祭日（1月1日～3日を除く）にも、一日あたり9時間以上児童の受け入れを行うものをいう。

※ （ア）～（ウ）のいずれも、利用児童に応じて面積や人員等の基準を満たす必要がある。

※ 3歳以上児の一時預かりを実施する場合は、3歳未満児のスペースと区画する等工夫を要する。

エ 休日保育

保育所等に入所しており、休日（日曜・祝祭日）に保育を必要とする乳幼児を預かり、必要な保育を行う事業。（公定価格の加算に加え、市単独の上乗せ補助を行っています。）

(10) 苦情処理

施設類型ごとに必要となる苦情解決の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置等）。

(11) 個人情報保護について

個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

(12) その他の注意事項

ア 「千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に基づき運営すること。

イ 学校評議員を設置することが望ましい。（保育所型認定こども園を除く。）

ウ 本募集要項に記載した内容以外についても随時指示・指導することがあるので、適切に対応すること。（事業者として決定されたあとに、その旨の誓約書を提出していただきます。）

5 職員配置について

職員配置の基準については、別添4を満たすこと。

6 申請手続きについて

(1) 応募資格

別添1の要件及び本要項「1 募集の概要について」から「5 職員配置について」までに合致した整備を行うことができる法人であること。ただし、3歳未満児を受け入れる場合、原則として、「3 施設整備について（1）施設整備について」において、耐震診断や遵法性調査が必要な場合は、応募までにその結果を示すこととする。

(2) 申請手続き

ア 受付場所

〒260-8722

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所新庁舎高層棟8階

電話番号 043-245-5879

イ 受付期間

(ア) 補助型（増設）・補助型（改修）

令和6年4月17日（水）から4月19日（金）まで

(イ) 補助型（諸経費を活用した定員増）

令和6年6月24日（月）から6月28日（金）まで

(ウ) 補助型（諸経費を活用した移行）・自主整備

令和6年6月24日（月）から6月28日（金）まで

（いずれも午前9時～正午、午後1時～午後5時45分まで受付）

あらかじめ電話で日時を予約の上、お越してください。予約をしない場合は、対応できない可能性があります。

ウ 申請書類及び申請方法

別添5のとおり

なお、補助型（改修）で応募する場合は国等に対する補助金の協議のため、別添5のほかに営繕積算システム RIBC2による内訳書データ（名称、摘要、数量、単位、単価等詳細が入力されているほか、市の指定する条件を満たしていること。）の提出が別途必要です。提出時期についてはご相談ください。

※ 提出後も、国との協議内容により、見積もり内容やデータに関する問い合わせや、補正、差し替えの依頼などを行うことがありますので、協議結果が通知されるまで（令和6年7月中目途）は、RIBCデータの補正を含め、対応できる体勢を整えてください。

※ 見積内容やデータに不備があった場合、国との協議が整わず、補助金の全部又は一部について申請できない場合があります。

(3) 事前相談・質問等

ア 事前相談

事前相談（図面の確認を含む）は随時受け付けています。（要電話予約）

なお、下記期間中に申請書類の内容が整わない場合は、申請を受け付けられない場合があります。

【事前相談期間】

補助型（増設）・補助型（改修）：2月21日（水）から4月16日（火）まで

補助型（諸経費を活用した定員増）：2月21日（水）から6月21日（金）まで

補助型（諸経費を活用した移行）・自主整備：2月21日（水）から6月21日（金）まで

※ いずれの類型も、上記日付によらず、一度3月22日（金）までにご相談ください。

イ 質問

質問については、質問票（別添8）を使用し、申請書提出期限の1週間前までに提出してください。回答については、取りまとめの上、幼保支援課ホームページで公表します（質問者の氏名等の公表は行いません）。

（4）応募及び整備スケジュール

ア 補助型（増設）・補助型（改修）

- (ア) 事前相談 令和6年2月21日（水）から4月16日（火）まで
- (イ) 申請書提出期間 令和6年4月17日（水）から4月19日（金）まで
（午前9時から正午、午後1時から午後5時45分まで受付）
- (ウ) ヒアリング等 令和6年5月上旬から6月中旬予定
- (エ) 審査結果通知 令和6年6月下旬予定

イ 補助型（諸経費を活用した定員増）

- (ア) 事前相談 令和6年2月21日（水）から6月21日（金）まで
- (イ) 申請書提出期間 令和6年6月24日（月）から6月28日（金）まで
（午前9時から正午、午後1時から午後5時45分まで受付）
- (ウ) ヒアリング等 令和6年8月上旬から9月下旬予定
- (エ) 審査結果通知 令和6年9月中旬から10月上旬予定

ウ 補助型（諸経費を活用した移行）・自主整備型

- (ア) 事前相談 令和6年2月21日（水）から6月21日（金）まで
- (イ) 申請書提出期間 令和6年6月24日（月）から6月28日（金）まで
（午前9時から正午、午後1時から午後5時45分まで受付）
- (ウ) ヒアリング等 令和6年8月上旬から9月下旬予定
- (エ) 審査結果通知 令和6年9月上旬から10月上旬予定

エ 審査結果通知後のスケジュール

- (オ) 補助金交付申請※▲（具体的時期は現段階で未定です。）
 - (カ) 施設整備※▲ 補助金交付決定後から令和7年3月上旬まで
 - (キ) 市の完了検査 令和7年3月7日までに実施（厳守）
 - (ク) 設置認可 令和7年3月下旬予定
 - (ケ) 開園（移行日） 令和7年4月1日
- ※ 都合により、日程等を変更する場合があります。
※▲ 自主整備型については、補助金交付に係る手続きが生じないため、施設整備の開始時期についての制限はありません。

（5）ヒアリング等について

選考に当たり、認定こども園設置予定場所の現地確認及び2回程度のヒアリング（市職員によるヒアリング1回、外部委員によるヒアリング1回）を実施します。ヒアリングの日時は指定させていただきますのでご了承願います。実施にあたっては、原則として、法人代表者及び園長予定者が出席してください。

なお、園長予定者の適格性等を含めて選考を行いますので、申請書提出後に園長を変更することは原則認められません。やむを得ず園長を変更する場合は、再度ヒアリングを行いますが、その結果によっては事業予定者としての決定を取り消すことがあります。

また、補助金交付を行わない場合や、新たに3号認定児童の定員枠を設定しない

場合等には、ヒアリングを省略することがあります。

(6) その他

- ア 申請書類の提出方法は、郵送を基本とします。ただし、提出期間内必着とし、事故等による未着は応募者の責任となります。
- イ 提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。
- ウ 法人の本部及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合があります。
- エ 本申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。
また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用は全て応募者の負担とします。
- オ 審査結果等の問い合わせはご遠慮ください。
- カ 提出された申請書類の中で、不開示を希望する情報がある場合は、当該情報及び不開示を希望する理由を記載した文書を提出してください。ただし、不開示を希望した場合であっても、開示請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）に基づき、千葉県として客観的に判断し決定します。
- キ 市に提出された申請書等は、返却いたしません。
- ク 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。
① 申請書等が提出期限に遅れて提出された場合
② 申請書等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
③ 申請書等に虚偽の記載があった場合
④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
⑤ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合
- ケ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合は、当該法人・所轄庁にご相談ください。
- コ 社会福祉法人・学校法人以外が申請する場合は、市が委託する民間調査会社による企業信用調査を実施します。
- サ その他必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行うことがあります。
- シ 審査結果通知により整備事業予定者として決定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び基準条例等の関係規定に基づいた整備を行えなかった場合、整備事業予定者としての地位を取り消す場合があります。
- ス 整備を行うにあたり、千葉県保健所（調理室関係）及び千葉県消防局（防火設備関係）との相談をしてください。

※ 現に通園・通所している児童の保護者に対し、保育料等の費用徴収や利用手続きの変更等について、十分に説明を行ってください。

※ 整備事業予定者として決定された場合、地元町内自治会、近隣住民等に対し説明を行ってください。

※ 整備事業予定者として決定された後、以下に該当する場合には決定を取り消すことがあります。

- 当初計画の概略配置図・平面図や資金計画、提案内容等に大きな変更があった場合
- 園長予定者を変更した場合
- 施設整備や職員確保の進捗状況により、令和7年4月1日の開園及び入園児童の受け入れに支障をきたす恐れがある場合
（例）整備施行業者の決定が、当初計画より大幅に遅延している場合
保育教諭が確保されていない場合

開園までの流れ



7 補助制度等について

(1) 認定こども園施設整備の補助制度

別添6のとおり。なお、本市補助制度は国の補助制度に基づいていることから、国の補助制度が変更された場合には、補助内容が変更となる可能性があります。

(2) 運営に関する補助制度等

ア 給付費

認定こども園に対しては、施設型給付費が支給されます。

給付費は国の定める公定価格から、保護者の負担能力に応じて園児の居住市町村が定めた保育料を控除した額となり、居住地市町村から支払われることとなります。本市においては、毎月払いですが、支払時期や請求方法は市町村によって異なりますのでご注意ください。

公定価格については国が作成したソフトウェアにより概ねの試算ができます(要項発出時点では、令和4年度の公定価格ベースのものが掲載されていますのでご注意ください)。

※ <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha/#soft>

なお、給付費の用途について、国から通知等が発出された際には、それに従ってください。

なお、給付費を受けるためには、基準条例のほか、確認制度に係る「千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の要件を満たし、施設型給付の給付対象施設であることの「確認」を受ける必要があります。

イ 認定こども園の運営に係る補助金

配置基準補助金、施設運営等改善補助金など。(別添7を参照)

※平成29年10月から保育教諭等の処遇改善(本市独自の給与上乘せ)を行っています。

8 選考について

(1) 選考基準

基準条例及び認定条例などに準じ、下記の基準により、認可の可否及び補助金支出の優先順位について、審査を実施します。

<認定こども園の審査基準>

【基本項目】

審査基準	
運営主体の適格性	経済的基礎があること
	経営者が社会的信望を有すること
	実務担当役員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること
	欠格事由に該当しないこと
職員配置の適切性	研修の機会を確保していること
	必要な職員数を配置していること
	職員の労働条件・給与に対する考え方が適切であること
運営・管理の適切性	利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行えること
	学級編成の基準を満たしていること
	教育・保育の提供期間・時間の基準を満たしていること
	教育・保育の内容について幼保連携型認定こども園教育・保育要領や、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に従うこと
	入園する子どもの選考を公正におこなっていること ※幼稚園型のみ
	園児の健康及び安全を確保する体制を整えていること ※幼稚園型のみ
	非常災害に対する意識が高いこと
	保護者と密接な連絡を取ること
	食事提供の方法が適切であること
	個人情報の保護について対策が講じられていること
	苦情対応のための仕組みが整えられていること
地域の実情を踏まえた子育て支援事業を実施すること	
施設・設備の適切性	園の運営上適切で、安全な環境にあること
	指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切な設備を備えていること
	施設基準に適合していること
	必要な設備を設けていること
提案内容の実現性	提案内容の実現性が高いこと

【加点項目】

その他必要と認める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営の質 ・施設的环境
-------------	---

(2) 選考方法について

外部委員から成る千葉市社会福祉審議会に諮問し、答申を受けて整備事業予定者を決定します。

審議会において、「不適」との答申があった場合には、整備事業予定者として本市が決定しない場合があります。

9 その他

(1) 本募集要項の記載内容については、国及び千葉市の制度改正に伴い変更する場合があります。

(2) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、千葉市と協議し定めること

とします。
(3) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。

問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所新庁舎高層棟8階

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課

電話：043-245-5879 FAX：043-245-5629

Eメール seidosuishin@city.chiba.lg.jp

ホームページ 「千葉市 認定こども園 整備」で検索

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoi/shien/h29kodomoenboshuu.html>